

佐賀県告示第 343 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 7 月 2 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 (3, 4 ジメトキシフェニル) 2 (メチルアミノ) プロパン 1 オン (通称名: 3,4-Dimethoxymethcathinone) 及びその塩類
- (2) 化学名 1 ペンチル N (キノリン 8 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド (通称名: THJ) 及びその塩類
- (3) 化学名 エチル= 2 [1 (5 フルオロペンチル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチルブタノアート (通称名: 5F-AEB、5F-EMB-PINACA) 及びその塩類
- (4) 化学名 メチル= 2 [1 (4 フルオロベンジル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3, 3 ジメチルブタノアート (通称名: MDMB-FUBICA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。